

○羽曳野市教育委員会評価委員会規則（平成 25 年羽曳野市教育委員会規則第 1 号）〈全文〉

（趣旨）

第 1 条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和 44 年羽曳野市条例第 7 号）第 3 条の規定に基づき、羽曳野市教育委員会評価委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他委員会について必要な事項を定めるものとする。

（職務）

第 2 条 委員会は、教育委員会の諮問に応じて、執行機関の附属機関条例別表に掲げる当該担任する事務について審議をし、意見を述べるものとする。

（組織）

第 3 条 委員会は、委員 3 人以内で組織する。

2 委員は、教育に関し学識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

（委員長）

第 4 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（報酬等）

第 6 条 委員の報酬及び費用弁償の額は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 36 年羽曳野市条例第 188 号）の定めるところによる。

（庶務）

第 7 条 委員会の庶務は、学校教育室教育総務課において行う。

（委任）

第 8 条 この規則に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、委員長が定める。